

# だてのまち応援券（2026）要綱

## 1. 目的

エネルギー・食料品等の物価高騰により影響を受けている市民の生活支援と市内に店舗を有している事業者の経営支援を目的に、『だてのまち応援券（2026）（以下「応援券」という。）』を発行し、全市民へ配付するにあたり、その応援券取扱店の募集要綱を定めるものです。

## 2. 実施主体

実施主体は、伊達商工会議所内に設置する物価高騰経済対策実行委員会（以下「実行委員会」という。）とします。

## 3. 応援券の概要

- (1) 配付対象者：令和8年2月1日時点で伊達市に住民登録されている市民  
配付期間：令和8年5月中旬に順次発送
- (2) 使用期間：令和8年6月1日（月）～令和8年8月31日（月）
- (3) 額面価格：1冊10,000円分（1,000円券×10枚）
- (4) 配付冊数：1人1冊
- (5) 応援券内訳：地元券（7,000円分）市内に本社・本店がある取扱店舗  
共通券（3,000円分）市内すべての取扱店舗
- (6) 発行総数：31,000冊
- (7) 換金手数料：なし

## 4. 参加資格・条件

参加資格・条件については、以下の要件を全て満たすものとします。

- (1) 伊達市に本社・本店を有する事業者、または伊達商工会議所に加盟する会員であること。（大滝区はこの限りではない） ※ 大手スーパー・家電量販店等を含む。
- (2) (1)に該当し、伊達市内の店舗等のみにおいて応援券の使用を制限できるもの。
- (3) 応援券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- (4) 本募集要綱を遵守でき、次のいずれにも該当しないもの。
  - ・「5 応援券の使用対象とならないもの」で定める商品のみを取扱うもの。
  - ・特定の宗教・政治団体と関わる場合や公序良俗に反する営業を行っているもの。
  - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの。
  - ・その他、実行委員会が適当と認めないもの。

## 5. 応援券の使用対象とならないもの

- (1) 出資や債務の支払い、仕入れ等の事業資金
- (2) 商品券、プリペイドカード等の換金性の高いもの。  
ビール券、酒券、おこめ券、お花券、図書カード、切手、官製はがき、印紙、電子マネー等。
- (3) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ。
- (4) その他、実行委員会が応援券の使用対象として適当と認めないもの。

## 6. 応援券の内容

- (1) 地元券・共通券の色分けを行う。
  - 地元券（7,000円分）：伊達市に本社本店を有する取扱店舗で利用可（大型店等不可）
  - 共通券（3,000円分）：全ての取扱店舗で利用可
- (2) 有効期間：令和8年6月1日（月）～令和8年8月31日（月）
- (3) 使用の際の注意事項は以下のとおりとする。
  - ・取扱店のみの使用とする。
  - ・現金とは引き換えない。
  - ・釣銭は支払われない。
  - ・発行者印の無い応援券は無効とする。
  - ・盗難・紛失等に対し、発行者はその責を負わない。
- (4) 偽造防止策として、複写すると無効等と出る処理を行う。

## 7. 換金手続き及び期間

- (1) 換金手数料は徴収せず、実行委員会からの支払いもしない。
- (2) 取扱店は、消費者より受け取った応援券を換金期間内に伊達商工会議所に持参する。  
その際、応援券裏面の取扱店欄に店名を押印又は記入すること。
- (3) 実行委員会は受付日後、提出された応援券の額面金額を取扱店の指定口座に振り込むこととする。
- (4) 換金手続き期間：令和8年6月1日(月)から令和8年10月30日(金)（土日祝日を除く）までとする。

### 【お問い合わせ先】

〒052-0015

伊達市旭町24 伊達商工会議所内 「物価高騰経済対策実行委員会」

- TEL : 0142-23-2222
- FAX : 0142-23-7115
- E-Mail : [info@date-cc.or.jp](mailto:info@date-cc.or.jp)